告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道 路 0

その関係図面は、 平成三十一年三月十九日から三十日 間 埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 飯能寄居線

三 道路の区域

山 山 -	日高市大字 日高市大字	新A 番一地先か 日高市大空	旧A番一地先からのである。	田 新 別
崎山六五八番八地先まで	也もから司市大字上東山字尾市大字上鹿山字数久保八○七	崎山六五八番二地先まで番一地先から同市大字上鹿山字尾日高市大字上鹿山字尾崎山六五八	崎山六五八番二地先まで番一地先から同市大字上鹿山字尾日高市大字上鹿山字尾崎山六五五	間
一三・〇六~四七・四七	三・〇六〜三 ・	一二・四四~二六・五七	一一・七九~一三・〇三	(メートル) 敷地の幅員
,	- - - - - - - - - -	三九・〇二	六五・四八	(メートル) 長
	路予定区域の一部変更である。路予定区域の一部変更である。	十年十二月二十一日付け埼玉県飯能県告示第千四百八十四号及び平成三平成十一年十一月十九日付け埼玉		備考